

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

平成 28 年度・平成 29 年度

合同ヒアリング報告

平成 30 年 8 月

目次

はじめに.....	1
概要.....	2
1. 学外実習について.....	5
教育実習.....	6
臨床実習.....	7
社会福祉実習.....	8
考古学実習・フィールドワーク・宿泊研修等.....	10
インターンシップ.....	11
海外留学、学会参加等.....	11
2. 実技・実習について.....	13
体育.....	13
英語・音楽等.....	14
実験.....	14
医療実習・情報処理演習等.....	16
ゼミ・演習・アクティブラーニング等.....	16
3. 地域ネットワークについて.....	18
4. 障害者差別解消法施行前後の支援体制の変化について.....	21
資料1 平成28年度事前質問票.....	22
資料2 平成29年度事前質問票.....	23

はじめに

本報告書は、平成 28 年度と 29 年度に各大学等の障害学生支援を担当する教職員を対象とした合同ヒアリングのまとめである。当機構（学生生活部障害学生支援課）では平成 17 年度より全国のすべての大学等を対象として障害学生支援に関する実態調査を行なっているが、それはいわゆる客観式の質問項目に基づく筆記によるデータ収集である。一部には自由記述欄も設けているが、極めて多忙な回答者に対して丁寧な記述を求めることはできず、仔細を丁寧に伺うことはできない難しさがある。また、近年の支援現場の変化に応じた調査項目を検討するためにも、現在起こりつつある課題、これから考えていべき課題について具体的に情報を整理する必要があった。そのような背景から、全国実態調査を補完するものとして、大学等における障害支援担当者による取組に関わる質的な情報を得るために行なわれたのが、この合同ヒアリングである。いろんな制約から 2 カ年を要し、各地の大学等の担当者にお集まりいただきお話を伺うことができた。ご協力をいただいた皆様には厚く感謝を申し上げる。

実施の手続き等については本文を参照いただきたいが、基本的にはフォーカスグループインタビューの手法を援用している。諸事情による制約はありながらも、参加者は大学等の設置形態や地域、規模などいくつかの点から、ある程度多様さを持つようにした。モデレータ（進行者）は実態調査の調査・分析協力者会議の協力者にご担当いただき、設定された複数のテーマについて十分にお話いただけるよう運営していただいた。今回の報告書は、そのようにして収集された事項について、個別的な情報に配慮したうえで公開するものである。

今回、この報告書を出したのは、合同ヒアリングに際して得られた内容について具体的に共有を図りたかったからである。ただしそのままの発言を掲載することはできないため一定の集約をせざるを得ない点はお容赦いただきたい。ヒアリングに際して掲げた主たるテーマは、いずれも現在の障害学生支援において重要な課題である。課題のいくつかは、まだどう対応すべきか答えが定まらない事柄も含まれる。それらに対して各校がそれぞれの背景や条件の中でどのように試行錯誤しつつ取り組んでいるかを参照いただければ幸いである。障害学生支援に関する特定のテーマについて、大学等における支援担当者の声をまとめて公表するのは今回はじめてである。

当機構では、このような成果を踏まえ、今年度はテーマ別のヒアリングをいくつか実施することとしている。28・29 年度のヒアリング（本報告書の内容）は、1 回のヒアリングで複数のテーマを取り上げ、これを多くの地域で重ねて実施することにより情報の包括的な収集を試みた。今回のヒアリングでは、集まっていた方にひとつのテーマだけを提示し、現時点での取り組み状況や課題を整理しようとしている。この結果についても今後の調査に反映させたいと考えている。

なお、合同ヒアリングを行なう中で、参加者からはまた同様の機会を設けてほしいとの声をいただくことがあった。障害学生支援上の必要な情報交換が学校を越えて行なわれることの必要性を示唆しているものと思う。ヒアリングはあくまでも調査への反映を企図するものであるが、他方で各大学等における具体的なテーマにおける支援活動についての質的な情報を得るとともに、各校のニーズにも応えたいといえる。この点については本書でもネットワークの現状として簡単にまとめてあるのでご覧いただきたい。

最後に、重ねて本企画にご協力をいただいた大学等ならびに関係の方々に御礼を申し上げます。

日本学生支援機構 客員研究員
筑波大学
名川 勝

概要

例年実施している「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果を分析するにあたって、数値データだけでは把握できない実態に関する補足調査として、平成 28～29 年度の 2 年にわたり、全国 8 つの地域ブロック（北海道、東北、北陸・甲信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）において、地域の大学等を対象とした、障害学生支援の実態に関する合同ヒアリングを実施した。

目的

大学等における体制整備の進め方、障害学生の参加やそれに伴う支援についての困難が話題となることの多い学外実習や実技・実習、地域によって状況が様々な大学間ネットワークや学外機関との連携等について、個別の大学等における具体的な状況に関する情報の収集、分析、発信により、全国の大学等における障害学生支援の充実に資する。

実施方法等

参加者については、実態調査回答に基づき、ヒアリングのテーマについて支援実績があると回答のあった大学等に支援実務担当者の参加を依頼した。ヒアリングは、参加者が一堂に会し、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」協力者の司会進行によって、実績発表及び意見交換の形で実施。ヒアリング内容については大学等の個別情報を特定されない形で報告することとし、公表前に承認を得ている。

実施状況

平成 28 年度に 4 回、平成 29 年度に 4 回、下記の日程で実施した。

年度	日時	地域ブロック	開催地（会場）	参加校数
28	2月22日	近畿	京都府京都市	7校
	2月24日	北海道	北海道札幌市	6校
	2月27日	中部	愛知県名古屋市	7校
	3月14日	関東	東京都港区	7校
29	10月24日	九州・沖縄	福岡県福岡市	6校
	10月30日	北陸・甲信越	長野県長野市	5校
	11月2日	東北	宮城県仙台市	6校
	12月19日	中国・四国	岡山県岡山市	6校

参加校

授業等における実習支援または学外実習支援について実績のある大学等に参加を打診、地域ごとに 5～7 校、平成 28 年度は 27 校、平成 29 年度は 23 校の、計 50 校にご協力いただいた。

〈参加校の内訳〉

参加校の内訳を設置別に見ると、国立大学 16 校、公立大学 5 校、私立大学 26 校、私立短期大学 3 校となっている。公立短期大学、高等専門学校については、日程等のご都合で不参加となった。また、規模（全体の学生数）別には、平成 28 年度は大規模校、平成 29 年度は中、小規模校を中心とするヒアリングを行なった。

参加校の内訳（設置別）

	大学				短大	計
	国立	公立	私立	小計	私立	
平成 28 年度	8	0	18	26	1	27
平成 29 年度	8	5	8	21	2	23
計	16	5	26	47	3	50

参加校の内訳（規模別）

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
10,000 人以上	11	2	13
5,000～9,999 人	4	5	9
2,000～4,999 人	8	5	13
1,000～1,999 人	1	3	4
500～999 人	0	4	4
1～499 人	3	4	7
計	27	23	50

〈参加校の概況〉

参加校に事前提出していただいた質問票（※）回答によると、障害者差別解消法の施行に伴い、障害学生支援体制に変化があったと回答した学校は、全参加校 50 校のうち 39 校であった。

※参照：資料 1、資料 2

障害者差別解消法施行に伴い、障害学生支援体制に変化があった数

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
10,000 人以上	11	2	13
5,000～9,999 人	2	5	7
2,000～4,999 人	7	4	11
1,000～1,999 人	1	1	2
500～999 人	0	2	2
1～499 人	2	2	4
計	23	16	39

主なヒアリング内容

参加校には、主に以下の5点について実績や状況を発表していただき、支援の具体的な内容や今後の課題等について、意見交換を行なった。

1. 学外実習支援について

教育実習、臨床実習、社会福祉実習、フィールドワーク、宿泊研修、海外留学等について、支援の手順や課題、代替措置、評価等が挙げられた。

2. 実技・実習支援について

体育、音楽等の科目における実技や理工系学科における実験、ゼミや演習等について、支援の手順や課題、代替措置、評価等が挙げられた。

3. 地域の大学間ネットワークの構築、学外機関との連携について

地域における大学間ネットワークについては、すでに形成され活発な連携が行なわれている所、構築に取り組み始めたばかりの所等、地域によって様々であり、学外連携については主として就職支援に伴う連携等が挙げられた。

4. 障害者差別解消法施行前後の支援体制の変化について

法施行に伴い、対応要領または基本方針が策定され、委員会や専門部署が設置された学校、専任スタッフの配置、増員が行なわれた学校等があり、予算の面でも法施行が追い風になっていること等が挙げられた。

1. 学外実習について

実習先の開拓

学外実習の場合、多くの大学が苦慮しているのが実習先の開拓である。附属校、附属病院を頼らざるを得ないケースが多く、理解を示してくれる実習先を開拓しても、1人の学生がトラブルを起せば、次からは受け入れてもらえなくなるといった問題を抱えている。また実習の対象者が子ども（保育園、幼稚園、小・中・高校、小児科）である場合は、特に慎重な対応が求められる。また、学外施設での情報保障については、生徒の発言や講義内容をデータ化して記録に残されることへの反発もあり、理解を得られないケースもあることが報告された。

支援者の配置、支援に係る費用

次に挙げられたのが、支援者の配置や費用の問題。授業における支援については、多くの大学等で支援学生が活用されているが、学外活動への派遣は行っていない大学等も多い。事故の可能性等を考慮した保険の問題も含め、障害学生だけでなく、支援学生をどう守るかといった問題も発生する。こうしたことから、多くの大学等が外部機関の通訳者や介護者を依頼しているが、高等教育の専門性の点で、必要な支援を確保することが難しいケースもあり、また、現地までの旅費や宿泊費、長期間にわたること等、それらの費用をどこまで大学が負担できるのかといった課題もある。報告された多くの事例では、例えば支援者の謝金は支援担当部署が負担し、旅費、宿泊費、保険等は学生が所属する学部学科が負担するといった形で、費用負担を振り分けている大学等が多いようだ。

発達障害、精神障害学生の学外実習

実習先でトラブルを起こしたケースが多く報告されたのが、発達障害や精神障害の学生。実習中に来なくなってしまうたり、実習対象者とトラブルを起こしたりして、実習先から連絡が来る、実習が続けられなくなるといったケースだ。中には、実習先への謝罪フォーマットを用意しているという学校もあり、まれなケースではないことが推察される。

また、保護者の意向で本人が障害を告知されていない学生に、本人の安全を考えて学内実習を勧めたが、本人に納得のいく説明ができず、話し合いが長期間にわたってこじれたといったケースもあった。

資格取得に関する課題

学外実習の中でも資格取得を目的とする実習の場合、職業者としての適性の問題が指摘される。大学等は、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを掲げているが、ともすれば排除につながる危惧もあり、学生支援の観点から見ることも必要。一方で、指導者から見て適性がないのではと考えられる学生の場合に、支援者が頑張って単位を取らせる方向で動くのかという課題もある。単位を与えない、資格取得は無理という判断はどこでするのか。支援によって資格を得た学生が、卒業後にその職業に従事してやっていけるのかといった課題もある。それぞれの職業で資格取得について統一したものがあってもいいのではないかという意見もあった。

教育実習

実習先について

教育実習においては、基本的には母校での実習が最初の選択肢となることが多く、障害学生の場合、出身校が盲、聾、養護学校、特別支援学校であれば、特に問題なく受け入れてもらえるが、一般の学校出身の場合、母校での実習を断られるケースもあることが報告された。その場合、次の選択肢は附属校となる大学等が多かった。正規の実習の前に短期間の学外実習を体験することで、正規実習に備える取組を行なっている大学等もある。

障害種別の課題

視覚障害

実習校まで及び実習校の学内での移動支援について、事前の調査や調整を実施していることが報告された。自宅からの通勤が困難なため実習先の宿舎を利用させてもらえるよう調整したケースもあった。

聴覚障害

要約筆記者や手話通訳者の配置については、支援学生の学外配置は行っていないという理由で社会資源を活用する学校も多い。その場合、長期間かつ専門性の高い内容であったりするため、情報保障者の確保、事前のレクチャー、費用負担等が課題として指摘された。学外実習の情報保障者確保をきっかけに、地域の通訳者のネットワーク構築に取り組み、市から県へとそのネットワークを広げている学校もあった。

また、音声認識ソフトやモバイル遠隔情報保障システム等の支援ツールが、学外実習でも徐々に活用され始めていることが報告された。音声認識ソフトについてはビデオ教材に付加した試みで有意義な活用ができたことが報告されている。遠隔情報保障については、有用性の一方で情報保護（実習先の生徒の発言を遠隔地に飛ばすことについてどう捉えるか）の課題も指摘された。

肢体不自由

実習校まで及び実習校の学内での移動支援について、事前の調査や調整を実施していることが報告された。実習先が附属校である場合には、施設整備（バリアフリー化）を依頼して対応されている学校も多いが、改修が難しい場合には、支援スタッフや支援学生の配置を行なっている学校もあった。また、学内の動線や実習生が教師として生徒の安全をどう守るのか等の課題に対し、模擬授業を録画したビデオを実習先に見せる取組を行なっている学校もあった。

発達障害

実習先に、障害の特性について等、学内と同様の配慮願いを提出し、支援スタッフが当該学生とともに事前訪問を行なっている学校が多い。同期生の中で信頼できる友人と一緒に配置している学校もあった。それでも、生徒とトラブルを起こしたり、ストレスによる体調不良のために実習を中断せざるを得ないケースもあり、指導教員が実習中に各実習校を巡回訪問して状況把握に努める等の取組を行なっている

学校もあるが、教員の負担の大きさも課題の一つ。支援申請がなかったり、本人も自覚がなく支援部署が把握していない学生や、障害についての情報開示を拒んで実習に臨んだ学生の実習先でのトラブルが、特に課題となっていることも報告された。

また、支援を受けて教員免許を取得した学生が、卒業後、教員として勤めていけるのか、教育実習本来の目的が果たせたのかについて疑念の声もあることが報告された。

精神障害

学部の教育実習担当教員・就学支援担当・保健管理センターのカウンセラーとで協議し、事前に課題を与え、それをクリアさせた上で実習に行かせるという取組を実施している学校があった。

〈性別違和〉

性別に関係なく入れるトイレを使わせてもらえるか、生徒や保護者に伝えてよいか等、本人の了解も含め、事前に実習先と打ち合わせが必要との指摘があった。

臨床実習

実習先について

命に関わる分野であるため、受入れが厳しく、大学出身の医師がいる病院等、理解を得やすい実習先で、学生の障害について伝えるとともに、患者の安全等に関する懸念に対しても、学校の責任を明確にする等、事前の調整が重要。一度トラブルを起こすと、次年度から受け入れてもらえなくなる等、多くの大学等で実習先の開拓に苦労している。ほとんどの大学等では附属病院で受け入れてもらっている。附属病院での実習のメリットは、指導教員が医師としても勤務していて、実習中も細やかな目配りができること、病院スタッフも注意や指導がしやすいこと等が挙げられた。大学によっては、附属病院が、地域の病院として機能していることで、実習生に対しても患者の理解があることが報告された。

障害種別の支援

聴覚障害

演習段階から看護資格を持つ卒業生のノートテイクをつけ、実習での不安を軽減するようにしている学校があった。事前調整では、担当する患者もはっきり話してくれる人をなるべく選んでほしい等を依頼するほか、指導担当ナースは、患者対応中、学生に配慮できないため、ノートテイクが聞き取りをして病室を出てから学生に説明する等、細かな点で工夫が必要。

配慮の希望がなく教員も友達も知らなかった片耳が聞こえない学生が、実習先で聞き取れないことが多くついていけなくなり、担当教員が付ききりになって教えることになり、ほかの学生の面倒が見られなくて困ったというケースが報告された。

肢体不自由

左上肢機能障害学生の実習で、特殊な義手をつけた作業の様子をビデオに記録し、実習先に見せてサポートしたケースが報告された。

発達障害

本人も了解のもと、障害の特性等について、詳細で頻繁な情報共有を行なうことが重要との報告があった。また、実習中はT Aを余分に配置する等のサポートをしている学校があった。時間のマネジメントができず手術実習をすっばかす等、実習先でトラブルを起こすこともあるため、指導教員に対しても入念なコンサルテーションが必要。

精神障害

統合失調症の学生で復学のタイミングで実習となったケースで、学部教員（看護師）と保健管理センターの精神科医とが連携して見守りを手厚くし、毎日の実習後のストレスケア・チェックを通常の学生より多めに入れながら様子を見ていくという対応をした学校があった。

資格取得について

実習が国家資格の要件であったり資格取得が卒業要件であったり等、実習に行けないと資格取得も卒業もできないことが、この分野の大きな課題となっている。実習を経験して、それを職業としていくのは厳しいと感じてドロップアウトする学生もいれば、やっていけると感じて就職したものの2ヵ月後には辞めてしまった等、様々なケースが報告され、大学での支援が将来を保障するものではないということも課題として指摘された。

社会福祉実習

実習先について

障害学生を優先して先行配置している学校も多い。例えば重度肢体不自由の学生を自立支援施設で受け入れてもらうと、通うことも施設への宿泊もできる等、社会福祉実習ならではのメリットもある。ただし、そうした実習先は地域の中でも限られているため実習生が複数の場合は期間をずらす、学生の力量に適したプログラムを組んでもらう、事前実習という形で体験させてもらう等、実習先との連携によってできる取組もあることが指摘された。また、そうした実習先が就職につながるような取組を行なっている学校もあった。

事前準備として、地域の社会福祉実習教育センター主催で障害学生実習体験交流会を実施し、先輩学生が、どう自分の障害を伝えるか、どんな配慮が必要か、実習先施設利用者とのコミュニケーション、実習日誌のまとめ方等、自身の体験を後輩に伝授していく取組についても報告された。

障害種別の支援

聴覚障害

本人は支援の必要を感じていなかったが、実習前に面談し、実習先の施設利用者の不利益や事故の可能性について調整が必要だと説明し、本人了解の上、配慮要請を行なった学校があった。このケースでは、実習先から同時期の実習生への周知依頼があり、本人は、当初、抵抗があったものの納得し、了解して実習に臨んだことが報告された。

肢体不自由

何かあったときに対応しやすいように、なるべく大学に近い実習先に優先的に配属する、通常1回の事前訪問を2～3回行なうことでイメージを作る等、事前の準備が重要であることが指摘された。車椅子の学生の介護実習で介護はできないといった場合には、作業療法のリハビリに変更してもらう等、実習先との調整も必要。

実習先が肢体不自由者も利用する施設であれば施設面には問題がなく、トイレや更衣室等、優先的に配慮を受けられる。報告されたケースの中には、実習先のショートステイを利用して宿泊実習をした学校もあった。学生の居住地の自治体が認めてくれたため、半分利用者で半分実習生という立場での実習となった。

また、パソコンは使えても非常に時間がかかるといった場合、毎日実習終了後に日誌を書くのが時間的に大きな負担になる。日誌の代わりに録音し、録音データを文字起こしする支援を検討している学校があった。

発達障害

スクールカウンセリング実習で、生徒の相談を受けるべき時間に来ていない等、ASやADHD学生のトラブルが起きている。実習先との情報共有連絡会を作り、実習生の情報を共有しながら可能な実習内容を調整する取組を行なっている学校もある。手帳がない、配慮要請がない等で事前に把握できなかった学生が配属後に困難を生じるケースは複数あり、こうした学生への配慮の難しさが指摘された。発達障害の疑いのある学生に関しては、配慮ができるように、親しくしている施設等に配属し、担当教員が実習先と常時情報共有することで、必要が生じたら支援するという対応をしている学校もある。

精神障害

実習先に詳細を伝えたくないと申し出があり、情報開示せずに送り出した学生が、数日後に実習先から、コミュニケーションが取れない、特定の教職員に依存的で注意すると被害者意識を発揮してしまう等、実習の継続は困難と指摘があり、実習を中止したケースが報告された。

その他

同時期に複数の学生と一緒に実習する場合、他の学生の支援を受けられる半面、一緒に実習した学生が使命感を感じ、必要以上にストレスを感じるといったことも起きている。そうしたケアも課題として指摘された。また、指導者担当者から「障害があることから生じる社会経験の乏しさ等があり、他の学生と比較してどこまで踏み込んで指導したらいいのか迷いがあった」という指摘を受けたという報告もあり、単に

障害に起因する困難ばかりではない課題もある。実習先への巡回数を増やす、実習に同行する等、指導教員の負担や、そのための費用等も課題となっている。

考古学実習・フィールドワーク・宿泊研修等

屋外作業や、長距離移動、危険な場所へのアクセス、宿泊等を伴う実習や研修には、他の学外実習とは異なる対応や課題も指摘された。多くの大学等で実施されている新入生のオリエンテーション合宿における配慮では、聴覚障害学生がいる場合はノートテイクが随行、車椅子の学生の移動のためには福祉車両（レンタカー）に支援学生が同乗、介護資格を持った先輩学生が入浴やトイレ介助のために同行することもあるといった報告があった。また、新入生の情報を事前に把握し、食物アレルギー対策等も含め、必要な支援や配慮、機器・備品等について熟慮した上で臨むことが必要。多くの大学等で課題となっているのは費用の問題で、例えば支援者の謝金は支援部署が負担し、支援者の旅費、宿泊費、保険等の費用は学生が所属する学部が負担する等、学内での調整が必要になる。

障害種別の支援

視覚障害

全盲学生が考古学の発掘実習に参加する場合、常時サポーターが1名付ききりで、発掘でできた穴に落ちないようにサポートする等の支援が必要となる。土器の形状を学生が触って理解できるように、教員が手書きで描いたものを立体コピー機にかけたサンプルを用意し、学内の博物館でも触知で体験。発掘は音を頼りに自主的に行ない、見つかったものは全て触って形状等を確認という形で実習を行なった学校があった。

聴覚障害

フィールドワークでのノートテイク配置が報告された。通常は学外へのノートテイク配置は行なっていなかったが、危険な場所に行くこと、専門的な内容もあること等を考慮し、その実習単位を取得した成績優秀な学生に依頼したケース。

学芸員の博物館実習で実習先が遠隔地だったため、実習先の近くに住む支援学生にノートテイクを1週間依頼したケースがあった。実習先が遠隔地の場合、その地域の通訳者に依頼できるような関係性やリソースを提供し合える大学間連携の必要性が指摘された。

肢体不自由

介護者の問題が課題となる。TAやSAを増員して対応するケース、支援学生を派遣するケース、学外機関の介護者を依頼するケース等がある。移動には福祉タクシー等が使われることが多いのだが、現地で、スロープもエレベーターもない場所にアクセスする必要があり、力のある学生数名の手を借りて移動したケース等が報告された。万が一の事故を考えると、事前の下調べ等も重要であることがわかる。

発達障害

基本的な挨拶ができない、退出時のタイミングがわからない、何かあるとその場から離れてしまう等、様々な特性があり、実習先との事前の調整が重要になる。学校によっては支援担当職員が全て同行し、

少し離れたところで見守りながら何かあれば声をかけるという対応をした学校もある。屋外実習で、動物による怪我が何件か続いたことがあり、事後に発達障害学生であったことが判明したというケースも報告された。屋外で教員がメガホンで説明は、メモも取れず耳からの情報は頭に入って来ないため、指示通りに動けず負傷していた。その後は、担当教員だけでなく対応する職員も含め全員に配慮学生のリストを配付し、指示が十分に伝わるように配慮するよう、注意を促しているとのこと。

精神障害

屋外活動の場合、動植物に恐怖心がある学生等は参加自体が難しく、関連する研究所での調査活動を課してレポート提出の代替措置で単位認定するといった対応が行なわれることもある。

インターンシップ

インターンシップの受入先開拓は難しく、多くの大学等で課題として挙げられている。学内施設で行なうケースが多いことが報告された。

障害種別の支援

聴覚障害

法科大学院の学生が法律事務所での2週間の実習や裁判所に行くという実習で、手話通訳やノートテイクが必要となったケースが報告された。専門性の高い通訳者が必要だったため、高価だが同時通訳を雇用。同級生や上級生あるいは司法試験受験中の卒業生が、この学生のために人材プールを学内で作って支援した。

発達障害

学外実習はできないだろうという担当教員の判断があり、学内の図書館で3週間のインターンシップを行なったケースが報告された。また、学外機関と連携してインターン教育の取組を行なっている学校もあり、インターンシップ先に就職できるケースもあるという。

海外留学・学会参加等

国際学会への参加や海外実習が必修となっている場合、送り出すのか、国内の学会参加等で代替するのかという判断が必要となる。送り出す場合にはどのような支援が必要か。また、海外で受ける支援の費用は誰が負担するのかといった問題もある。報告された中では、送り出す側の大学が負担したケースが多かった。

障害種別の支援

視覚障害

全盲の新生が1年次に予定されていた短期留学を希望したが、まだ1人での歩行に不安のある学生だったため2年生の同じようなプログラムへの参加を提案し、本人も納得したというケースが報告された。

聴覚障害

大学院生の学会参加のケースでは、支援スタッフの専門性が問題となった。パソコンができて専門用語が分からなければパソコンテイクはできない。一緒に行くゼミの仲間にパソコンテイクのノウハウを伝えて支援を依頼した。

病弱・虚弱

筋ジストロフィーの学生が留学を希望していたが、心臓の状態があまりよくなかったため長期の留学は難しく、代替科目を学内で履修した。留学するかどうかについては、医学的な判断、経済的な事情、本人の状態等を総合して話し合いの中で決定された。

発達障害

ASDの学生が約半年海外留学したケースでは、支援担当職員と海外留学を支援する担当職員がペアになって留学中の支援に当たった。英文の診断書を留学先の大学に提出、ホームステイ先のホストマザーにも学生の状況を英語で説明。現地で体調を崩すことが多く、留学先の大学のメディカルセンターとのやり取り等も遠隔支援したことが報告された。

本人は留学を希望していても、保護者が無理だと考えている場合もある。このケースでは、留学までに1年間の準備期間があったこと、本人が学外のコミュニケーション・スキル訓練を受ける等、積極的に準備したこと等があり、保護者の理解も得て、留学している。

2. 実技・実習について

実技・実習の科目では、シラバス上の本質的に求められること以外に、プラスアルファが求められていることが多い。例えば、グループで協力して結果を出すこと等が求められる。実習をするための要件、周辺状況がハードルになることが多い。教育の本質としての整理が必要という意見も多かった。授業の種別、あるいは障害種によっても違うが、できるだけ本人にその状況を1年前くらいに見せ、どんな部屋でどんなふうに行なわれているか、どんなふうにいるかを見ることによって、技術的なアプローチや物理的なハードウェアだけではなく部分の準備について、多少なりとも知らせることができるのではないかという意見もあった。

体育

体育が必修科目となっている大学等は多く、障害があっても参加できる科目を優先的に履修できるようにする、対応実績の豊富な教員がいて、障害学生の受講についての指導方法が確立しているので主治医の面談を通じて適切な科目に振り分けている等の報告もある中、理解のない教員が担当になったため別の教員に担当を替えた、別課題で代替したといった学校もあった。多くの大学から報告があったのが、障害者スポーツやアダプテッド・スポーツを科目に取り入れているという取組だ。

障害者スポーツ、アダプテッド・スポーツ

障害者スポーツやアダプテッド・スポーツのクラスがあり、障害学生は優先的にクラス配置する一方で、障害者スポーツの交流会を通じて障害のない学生の参加を促している学校や、必修科目の中にブラインドサッカーやゴールボール、ブラインドテニスがあり、障害学生だけでなく受講生全員が参加する取組を行なっている学校もある。

座学のみで取れるアダプテッドコースを実施し、障害学生だけでなく、一時的な負傷等の場合も履修変更して単位取得できる科目を設置しているという学校もあった。

代替措置

科目で行なう実技ができない場合に、例えば他の学生が走るときは車椅子で走る、できる範囲のトレーニングに代替しレポートを書く等、その学生に合った代替措置で単位取得するといった配慮を行なう学校もあるが、参加できる範囲が非常に少なく、レポート代替となることが多く、自分だけがレポートを書かされることに不満を持つ学生もいることが報告された。縄跳びの縄回し、座ったままでも踊れるダンス等工夫はしたが、積極的に参加する姿勢はなかったとのこと。

施設

体育実技を行なう施設に関する課題も報告された。科目によって施設が異なり、希望する競技の場所が、アクセスの問題や危機管理（発作時の対応）等の問題で、障害学生に対応できないケースだ。バリアフリー化の課題とは言え、改修が難しい場合もあり、簡単には対応できない問題である。

障害種別の支援

視覚障害

ダンスをするアシスタントに学生がタッチして動きを学ぶということを試験的にやってみたところ比較的うまく行ったが、触っただけでは分からないことも多く、それをどうするかが今後の課題という報告があった。

視覚障害

実技科目だが3分の1は口頭での説明という授業にノートテイクをつける取組について報告があった。説明が終わるとテイクは帰り学生は実技を行なうというもの。実技中もテイクをつけている学校もあり、テイクがすぐ隣や離れたところで指示を伝えていく支援は危険ではないかという議論もあるとのことだった。

肢体不自由

重度の障害学生が実技を希望したケースで、卓球実技に取り組み、よい結果を得られたとの報告があった。車椅子の学生や内部疾患で体育に参加できない学生については、出席して他の学生の応援、給水等のサポート、準備、片付け等、スポーツそのものではないが授業運営に関わる活動をすることで代替しているという学校もあった。

英語・音楽等

英語や音楽等の授業における情報保障についても課題が指摘された。音や発音等の表現は文字ではうまく伝えられない。帰国子女の学生を英語の授業のテイクとして配置したり、ネイティブな英語を聞き取り、文字にできる音声認識ソフトを試行している学校もあるが、どちらもまだ課題が多いとのこと。また、小学校教員免許取得には音楽が必須になるが、評価や代替措置をどうするのかが、大きな課題であることが指摘された。英語に聴覚障害クラスを設けているという学校もあった。問題は時間割上どうしても夜遅い時間になってしまうため苦情もあるという。

全盲の学生の音楽の授業における支援の取組についても報告があった。ピアノは得意だが点字の楽譜は読めないという学生で、授業で扱う曲全てを事前に担当教員が弾いて録音したものを渡し、耳で覚えて授業に参加したとのこと。

実験

実技・実習に関して、最も多く話題に上ったのが、実験に関すること。危険を伴う作業もあるため、万が一、事故が起こったときに、誰がどう責任を取るのかということが問題になる。支援学生組織を持っている学校は、事故対応の一環として、大学負担でボランティア活動保険に加入しているところも多い。通常の事故対応、危機管理マニュアルでカバーできるような状況を作っていくことが重要だという指摘もあった。

また、実験の手技を支援者等が代行することについては、統括的な立場で指示することで実験をしていると見なす対応が認められる場合もあるが、「本質的な変更になる」「一研究者が準備から全てやるのが本来の研究だ」という判断で受け入れない教員も多いという。この問題は、卒業後の進路とも関わってくる。進行性の障害のある学生が将来を考え、パソコンを使っての解析なら自分でも行けるのではないかと、理論系に進路を変更したというケースも報告された。

大学院生の場合、専門的な派遣社員を依頼して実験を代行してもらっている学校も少なくないが、専門性が高いため時給も高く、年間の人件費が大きな負担になるという。障害学生が増えて1人にかかる予算が減り、派遣社員を配置できる日数が減って学部からクレームが来たというケースもあった。費用をどこが負担するのかという課題がここでも指摘された。

障害種別の支援

肢体不自由

器具を操作することが困難なため、操作は行なわず実験の様子を見て記録、データ作成を中心にやるという形で実験に参加したケースが報告された。こうしたケースの場合、その学生が十分にカリキュラムを理解しているかどうかということが評価の基準となるとのこと。

カウンターの高さの固定器具を使う場合に、電動の昇降式車椅子を用意し、できるだけ学生自身が実験するようにしたという学校もあった。

病弱・虚弱

心臓ペースメーカーが入っている学生が工学部に入学。入学時には分からなかったが非常に強い電磁波を出す実験が必須の学科だったというケース。学科から退学も視野に入れた相談があり、エビデンスを取るためには主治医への相談だけでは結論が出ず、ペースメーカー製作会社の協力を得て、実験施設や設備全ての電磁波を測定しデータを取った結果、最も強力な電磁波を発生する装置でも、ある程度の距離を保つ配慮をすれば、十分対応可能だということが証明されたという。

発達障害

段取りを付けることが苦手、手先が不器用で細かいことができないため普通より時間がかかってしまうといった学生には、特性について指導教員やTAと情報共有し、きめ細かなサポートで困難を軽減するような配慮が行なわれている。実験の要点が授業中の説明だけではなかなか理解ができない学生に1週間前に事前レクチャーをしてうまく行ったケースもある。視覚化されたマニュアルを用意しているという学校もあった。結果に至る道筋はサポートするが、評価は他の学生と同様に行なうことも重要。TAを加配して対応している学校は多いが、相性の問題もあり、適切なTAがなかなか見つからないということもあるようだ。対照実験（各班が同時並行的に違う実験をして後でデータ共有する）を基にレポートを書く授業で、情報共有するためのLINEグループに入れてもらえず単位を落としたというケースもある。実験データの共有については学生任せにせず確認することも重要。

精神障害

高次脳機能障害で、教員が話す内容のどこが重要かわからない、言われながら作業するという二つのことが同時にできないという学生には、同じ科目を履修した大学院生をポイントテイクとして配置。家庭教師ではないので計算ミス等については指摘しない。ところがその計算ミスによって装置が高温になり、やけどを負う寸前だったという報告があった。止めるのか、止めないのかというあたりも含めて難しさがある。集団が苦手な学生に、実験教室をビデオ撮影し、別教室でモニターを見ながら TA と一緒に実験を行なったというケースもある。

医療実習・情報処理演習等

医療系の実習では、難聴の学生に聴こえやすい電子聴診器を用意、通常は昔ながらの水銀で下がる血圧計を使うことになっているところ電子血圧計を使わせる、重い物が持てない学生には口頭で動作確認だけする、実技テストは体に負担のない範囲のメニューを変更する等の配慮が行なわれている。また、非常勤も含めて全ての教員が閲覧できる、障害学生の情報ファイルを用意し、かつ担当教職員が事前に口頭でも伝達し注意を促しているという学校もあった。

情報機器の操作には、上級生のアシスタントを TA として配置したり、肢体不自由の学生でタッチパネル式のパソコンやあごで操作するマウスを使う場合は、授業前に教室設備の調整を行なう、視覚障害学生で読み上げソフトを中心にやる場合は、必要に応じて視覚障害クラスを立ち上げ、場合によってはマン・ツー・マンで授業を行なう等の配慮が行なわれている。電子基盤系で CAD の図面が書けないという相談があったケースも報告された。検査の結果、視覚認知がかなり落ち込んでいることが判明し、図の稚拙さについて評価基準は変えられないが、補助教員への質問時間と、助言時間を通常より厚くするという対応で何とか履修できるよう支援したという。

ゼミ・演習・アクティブラーニング等

ゼミ等における支援では、主に聴覚障害学生への情報保障と、発達障害でグループワークが苦手な学生への支援が課題として挙げられた。発達障害学生の場合、他の学生との相性を考えてグループを組む、様子がおかしいときには一時的に席を離れてクールダウンさせてから参加するよう促すといった配慮が行なわれている。最近、アクティブラーニングが授業に取り入れられることが増えていて、発達障害学生から、自分たちのような障害のある者に対する配慮が足りないカリキュラムじゃないかと苦情を受けたという学校もあった。

障害種別の支援

聴覚障害

ノートテイクがゼミの輪の中に一緒に入ってテイクしているという学校では、発言が重なるとき、テイクが待ったをかけてさばく必要があるため上級生にテイクを依頼。そうすることで教員にも「もっとゆっくりしゃべ

らせてください」等リクエストできるようになり、順番で話すというルールを参加者全員が理解するようになるという。

FM 補聴器・マイクを使う聴覚障害学生のケースでは、教員の要請で 10 人のゼミに 4 本程マイクを置いていたが、FM 補聴器のマイクは複数の音には対応していないため、何本マイクがあっても 1 本のマイクしか音を拾わない。参加している学生が次第にそれを理解し、マイクを持って自分しか話していないのを確認してから話すというような副次的な効果があったという。

配慮依頼文書以外にゼミや演習で必要な配慮を分かりやすく書いた教員向けパンフレットを作成して配付しているという学校もあった。

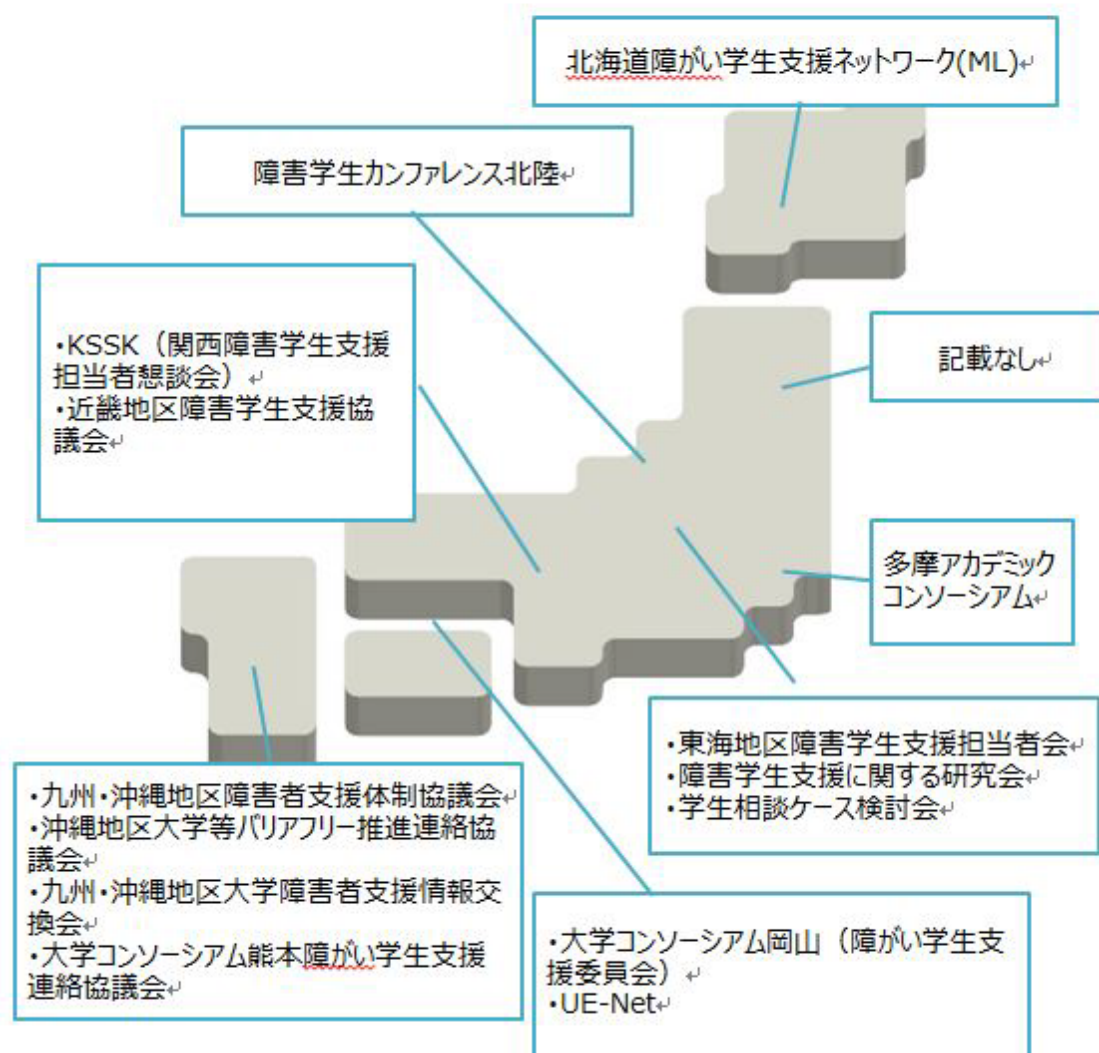
ゼミでのパソコンテイクをスクリーンに映したり、SNS のメッセージ機能を活用して各自が発言すると同時にパソコンでキー入力もするという方法で、聴覚障害学生だけでなく他の学生も今何を話しているか、どこまで聴いているか把握できる、コミュニケーションの見える化をしたという取組も報告された。

通常は参加学生が口頭でする論評だが、コメントペーパーを書いて教員が聴覚障害学生に見えるように発表するという取組も報告された。教員の負担が大きいこと、その期の学生はコメントペーパーの書き方は上達したが口頭で論評する力が養成できなかったことが課題として挙げられた。

3. 地域ネットワークについて

参加しているネットワーク

事前質問票回答より



事前質問票で、大学等が参加していると回答したネットワークは、上記の通り。地域の大学間連携は、既に長年の歴史を持つ地域もあれば、始まったばかり、これから構築していくという地域もあり、様々だった。

北海道地区

この地区には「北海道障がい学生支援ネットワーク」というメーリングリストがある。メーリングリストでのやりとりをきっかけに障害学生支援担当者の交流を広げ、大学間連携を進めようという取組。支援についての質問が投稿され参加メンバーの誰かが回答するといった個々のやりとりを通じて交流の輪が広がっている。

「メーリングリストの活用を学内に呼びかけているが、自分たちだけで解決してしまうという雰囲気があり、なかなか参加者が現れない」という声もあれば、「支援室に専従スタッフが2名入ったので、今後はもっと積極的に地域のネットワークに関わっていけるようになるのではないかと期待している」といった声もあり、現在はネットワークを通じて遠隔情報保障等を試みているとのこと。

東北地区

大学等を結ぶネットワークはまだなく、宮城教育大学が障害学生修学支援ネットワーク拠点校として各大学等からの相談に対応してきた。文科省のプラットフォーム形成事業に東北大学が中心になって共同申請したという流れがあり、今後も勉強会のような形で継続的に話し合いを持つ予定だということで、これをきっかけにネットワークが構築できれば、という声も聞かれた。就労支援に関しては、発達障害者支援センター、ハローワークの専門相談窓口、障害者生活・就労支援センター、地域就業・生活支援センター、障害者職業センター等と、それぞれの大学等が連携を進めている。

北陸・甲信越地区

参加者からも指摘があったが、北陸・甲信越という括りはあっても交通のアクセスが良いわけではなく、地域としての連携は難しいのが実状。富山大学が障害学生修学支援ネットワーク拠点校として研修会等を開催したり、大学コンソーシアム石川が障害学生支援分野で活動したり、特別支援教育関係の教員のネットワークを通じて情報交換している等、個別の動きはある。また、学外実習の項で紹介した地域の手話通訳者のネットワークでは、登録した手話通訳者とのメーリングリストを通じて情報交換している。メーリングリストには教育実習を受ける学生も参加し、実習の際は、メールで直接、要望を伝える等活用しているとのこと。また、長野県には、毎年、教育研究活動で頑張っている障害学生を表彰している団体があり、障害学生に対するポジティブなイメージ付けが啓発となっているとのこと。

関東地区

就労支援関連では、多摩地区の大学等と障害者職業センターを中心に多摩就労支援ネットワークが組織され、勉強会、交流会等を開催しているとのこと。ブルームバーグの協力で障害学生を中心としたスタディツアーが行なわれ参加した等、個々の大学での地域の機関・企業との連携や、個別の大学同士の連携は行なわれているが、地域全体のネットワークはまだない。

中部地区

東海地区の障害者支援担当者会議が立ち上がり、活動が広がり始めたところ。静岡県の大学間ネットワークも立ち上げ準備中、大学コンソーシアム岐阜でも専門者会議を作る動きがあるとのこと。障害学生修学支援ネットワーク拠点校の日本福祉大学は、相談対応、教職員研修会への講師派遣等を行っている。就労支援に関連しての地域の支援機関との連携では、発達障害者支援センターと、医療系、教育系、福祉系の大学等が毎月研究会を開催し、自主版自立支援プログラムを作成しているとの報告もあった。

近畿地区

関西障害学生支援担当者懇談会（KSSK）※と近畿地区障害学生支援協会という二つ大きなネットワークがある。KSSKは9大学と大学コンソーシアム京都が事務局になって運営。年に2回懇談会をしている。既に8年ほど活動している組織で大学コンソーシアム京都から案内が発信されているが、参加校の中にも存在を知らなかったという学校もあった。近畿地区障害学生支援協会は7大学が参加。ほかに大阪教育大学を中心とする国立大学のメーリングリスト等がある。就労支援に関連しての地域の支援機関等との連携は、他の地区同様に盛んである。※平成30年度に「関西障がい学生支援担当者懇談会」に改名

中国・四国地区

北陸・甲信越地区と同様に、交通アクセスの点で集合が難しい地域。中国地方の連携としてはUE-NETがあり、加盟している大学が年に3～4回広島に集まっている。大学コンソーシアム岡山には障害学生支援委員会があり、年に3回程度集まり情報共有している。障害学生修学支援ネットワーク拠点校の広島大学といくつかの大学による遠隔情報保障の取組も始まったとのこと。中国四国大学保健管理研究集会で保健管理センターの教員間での情報共有は行なわれているが、まだつながりは薄いとのこと。就労支援に関連しての地域の支援機関等との連携は進められている。

九州・沖縄地区

九州沖縄地区障害者支援体制協議会有り、情報交換等が行なわれている。この地域も、九州地区と沖縄では交通アクセスの点で一つの地域として活動するのは難しいのが実状だが、熊本地震時には、東北福祉大学、宮城教育大学、大阪教育大学、同志社大学による遠隔情報保障を受けた等、遠隔地支援による連携も一つの選択肢との声もあった。大学コンソーシアム熊本には障害学生支援連絡協議会有り、障害学生支援の講演会や意見交換、就職支援を行なっている。沖縄県でも琉球大学が世話人となって連絡協議会を立ち上げ、各大学等の取組について情報交換を行なっている。

4. 障害者差別解消法施行前後の支援体制の変化について

多くの大学等で、法施行に伴う体制の整備が行なわれていた。早いところで平成 25 年頃から準備委員会やワーキンググループを立ち上げ、平成 28 年 4 月の施行までには対応要領または基本方針を策定し、規程を整備するといったことが行なわれている。法施行以前から先進的に取組が行なわれていた学校でも、法施行に伴って支援体制や規程の見直しが行なわれたところが多い。

体制構築のあり方については学校によって様々で、専門委員会、専門部署を立ち上げて専任化する学校もあれば、総合的な支援センターの一部署という位置付けで学生支援や教育支援の一環としている学校もある。また、支援の主体を学生が所属する教育部門（学部学科）とし、支援部署の役割はコーディネーションに特化している学校もある。法施行によって、これまで支援部署だけが担っていた責任について、教育部門や学校全体で共有するものという認識が生まれ始めていることが感じられた。教職員を対象に行なった合理的配慮を行なうに当たってのアンケート調査で、研修や情報提供の要望も出ているという学校もあり、多くの参加者が、教職員の理解が進んでいると感じていることが報告された。

また、法施行に伴って全学での体制整備が検討された結果、これまで学部やキャンパスごとにまちまちだったポリシー、ルール、組織、配慮決定のフローや意思決定機関の統一が図れたという学校も多かった。特に顕著だったのは、これまで、一般会計の中に含まれてしまっていて財務部署に聞いても明確なところがわからないと指摘があった障害学生支援関連の補助金等の額が、多くの学校で把握できるようになったという報告があったことだ。「補助金だけでは足りない。その倍は必要なので予算申請のときに苦労している」という声も変わらずあるが、法施行前よりは予算に関する苦労が減ったという声が聞かれた。

支援担当部署が設置された、専任スタッフが配置された、増えたという学校も多かった一方で、小規模の私立大学等では、まだまだ「教職員の理解度が低い。勉強会等を何回開いても参加してくれない。上層部も積極的ではない。委員会の提案もなかなか取り入れてくれず、不安に思っている」「専任職員がいない。役員に障害学生支援室の設置等を要望しているが、実態調査をもとに全国の状況、本学の状況を説明しても『本学で障害学生は見たことがない＝いないから必要ない』とぼっさり切られてしまう」といった声も聞かれた。

また、専任スタッフが配置されたのはいいが、ほとんどが有期雇用で、数年で入れ替わってしまうため、ノウハウが蓄積できないという声もあった。ある座談会で聴覚障害学生から発信された「コーディネーターにいろいろ相談をしたいが、コーディネーターが有期雇用なので途中で違う人に替わってしまい、相談するのが怖い。心を開いて受け入れた途端いなくなるという状況では真の要請ができない」という声も紹介され、スタッフの雇用形態には、まだまだ課題があることが指摘された。

平成 28 年度障害学生支援に関する実態調査合同ヒアリング 事前質問票

1. 学校名 ()
2. 参加者について
 - ① 所属・肩書・氏名 ()
 - ② 連絡先電話番号 ()
 - ③ 連絡先メールアドレス ()
3. 実習支援について
 - ① 学外実習支援について
 実施したことがある支援に (○) をつけてください。
 () 教育実習 () 臨床実習 () 社会福祉実習
 () フィールドワーク () その他
 以下に簡単な支援内容や課題をご記入ください (詳細は当日伺います)。
 ()
 - ② 講義等における実技・実習支援について
 実施したことがある支援に (○) をつけてください。
 () 体育実技 () 実験 () 音楽 () その他
 以下に簡単な支援内容や課題をご記入ください (詳細は当日伺います)
 ()
4. 障害学生支援に関する地域ネットワークについて
 - ① 参加している地域ネットワーク名 ()
 - ② ①の構成員 (例：県内の大学) ()
 - ③ 地域ネットワークのメリットについて簡単にご記入ください。
 ()
5. 障害者差別解消法施行前後の体制について
 以下の当てはまるものに (○) をつけてください。
 () 差別解消法施行に伴って障害学生支援体制に変化があった。
 () 対応要領、基本方針、規程等の策定 (または見直し) を行なった。
 () 専門委員会を設置した。
 () 専門部署・機関を設置した。
 () 支援体制 (組織) を変革した。
 () スタッフを配置した、または増員した。
 () その他 ()
6. 個別ヒアリングのご希望について (当日の合同ヒアリングの前後に対応予定です)
 () 支援事例については個人情報保護等の観点から、個別ヒアリングを希望する。

以上です。ご協力ありがとうございました。当日はどうぞよろしくお願いたします。

平成29年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング 事前質問票

1. 学校名

2. 参加者情報（参加者は1名のみ、支援の実務担当者が対象です）

部署名		
役職		
フリガナ		
氏名		
連絡先	住所	
	電話番号	
	E-Mail	

3. 実習支援について

①学外実習 実施したことがある支援に○をつけてください。

 教育実習 臨床実習 社会福祉実習 フィールドワーク

 その他 その他の内容

②講義等における実技・実習 実施したことがある支援に○をつけてください。

 体育実技 実験 音楽

 その他 その他の内容

4. 障害学生支援に関する地域ネットワークについて

①参加している地域ネットワーク

 1)大学間ネットワーク

 2)障害者支援ネットワーク

②連携、情報交換等を行なっている機関 該当するものに○をつけてください。

 行政の福祉サービス、民間の社会資源等を活用している。

 行政の支援機関等と連携している。

 障害学生の受入に関して、高等学校や特別支援学校と連携、情報交換等を行なっている。

 障害学生の就職について、企業、訓練機関等と連携、情報交換等を行なっている。

③参加している全国的なネットワーク

5. 障害学生の中退について 該当するものに○をつけてください。

 障害学生の中退者数を把握している。

 障害学生の中退の理由について把握している、または調査を行なっている。

 障害のあることに起因する中退の防止の参考となる取組または事例がある。

6. 障害学生支援の体制について 該当する場合に○をつけてください。

 障害者差別解消法の施行に伴い、支援体制に変化があった。

具体的な内容

7. その他、取り上げてほしい話題がありましたら、ご記入ください。

平成 28・29 年度
障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議合同ヒアリング報告

平成 30 年 8 月
独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
TEL 03-5520-6176 FAX 03-5520-6051
E-Mail tokubetsushien@jasso.go.jp